

募集 緊急雇用創出基金事業 市臨時職員募集

震災の影響や企業の業績悪化などの理由により離職を余儀なくされ、ハローワーク郡山に登録されているかたを市臨時職員として募集します。

- 募集人数 事務員 若干名
- ※業務内容・勤務場所・勤務時間・雇用期間などはハローワーク求人票でご確認ください。
- 雇用期間 平成 25 年 1 月 4 日～3 月 31 日
- 賃金日額 6,000 円
- 面接試験・会場 申込受付時にお知らせします
- 申込方法 求人公開期間の 11 月 12 日(月)～22 日(木)にハローワーク郡山または船引公民館内の田村市地域職業相談室(アルファ)へご相談ください。
- その他 申し込み後、市指定の履歴書とハローワーク紹介状を産業部商工観光課へ提出してください。市指定の履歴書は産業部商工観光課、市民部市民課、各行政局地域振興課または田村市地域職業相談室(アルファ)に備えています。
- 問い合わせ 産業部 商工観光課 ☎81-2136

募集 財団法人田村市滝根観光振興公社職員採用候補者試験

- 職種・募集人数 食堂係 2 人 管理係 1 人
- 受験資格 ①高校卒業以上 ②食堂係は、調理経験または調理師免許のあるかた ③土・日、祝日に勤務できるかた
- 勤務形態 季節による変動時間制
- 採用予定日 平成 25 年 4 月 1 日
- 試験内容 第一次試験 一般教養試験 第二次試験 口述試験(個別面接) ※第一次試験合格者のみ
- 試験日・会場 後日、本人宛にお知らせします
- 受付期間 11 月 15 日～30 日 ※11 月 30 日消印有効
- 申込方法 申込書に必要事項を記入し、市販の履歴書と併せて、あぶくま洞管理事務所まで、持参または郵送で提出してください。申込書はあぶくま洞管理事務所でお渡しします。郵送の場合は、受験票を送付しますので、80 円切手を貼った宛先

明記の返信用封筒(長 3 号)を同封してください。
※郵送で申込書を請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込用紙請求」と朱書き、80 円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(長 3 号)を同封してください。

- 申し込み・問い合わせ 963-3601 田村市滝根町菅谷字東釜山 1 番地 財団法人田村市滝根観光振興公社(あぶくま洞管理事務所内) ☎78-2125



募集 市営住宅入居者募集

神保団地 2 号棟(滝根)

- 部屋番号 18 号室
- 建築年 昭和 58 年
- 構造 中層耐火 4 階
- 間取り 3DK
- 家賃 15,100 円～
- 駐車場 有

求中団地(大越)

- 部屋番号 302 号室
- 建築年 平成 8 年
- 構造 中層耐火 3 階
- 間取り 3DK
- 家賃 16,600 円～
- 駐車場 有

下扇田団地(船引)

- 部屋番号 24 号室
- 建築年 昭和 56 年
- 構造 中層耐火 4 階
- 間取り 3DK
- 家賃 13,700 円～
- 駐車場 有

- その他 家賃は基本額です。所得に応じて金額が変わります。
- 申込方法 11 月 15 日(木)までに、備え付けの申込書に必要な書類を添えてお申し込みください。 ※申込者多数の場合は抽選になります。
- 申し込み・問い合わせ 建設部 都市計画課 ☎82-1114 滝根行政局 産業建設課 ☎78-1205 大越行政局 産業建設課 ☎79-2194



税金 原子力災害に係る 不動産取得税の軽減制度

避難区域などの見直しにより、避難指示解除準備区域に指定された区域に家屋とその敷地などをお持ちのかたが、県内にそれらに代わる家屋とその敷地などを新たに取得した場合、一定の要件を満たしていれば、区域内の家屋などと同じ面積までの不動産取得税の額が軽減されます。なお、帰還困難区域などについても同様の制度がありますので、詳しくは新たに取得した家屋などの所在地を所管する地方振興局県税部へお問い合わせください。

- 問い合わせ 県中地方振興局県税部 ☎024-935-1254



土地 不動産を公売します

県中地方振興局では、県税滞納処分で差し押さえた不動産を公売します。原則どなたでも参加できます。

- 公売日時 11 月 20 日(火) 午後 2 時
- 公売会場 県郡山合同庁舎本庁舎地下第 5 会議室(郡山市麓山 1-1-1)
- 公売物件 田村市船引町堀越字新田 104 番(土地 1 筆、宅地 258.31 m²)
- 見積価額 1,352,000 円
- 公売保証金 公売に参加するためには、公売保証金(136,000 円)が必要です。
- その他 詳しくは県中地方振興局ホームページをご覧ください。または電話でお問い合わせください。
- 問い合わせ 県中地方振興局 県税部納税課 ☎024-935-1241



▲ 公売する宅地

相談 調停相談会

離婚や遺産分割などの家庭内のこと、サラ金や交通事故などの日常生活上の問題でお困りのかたは調停での解決方法があります。日常生活上のさまざまな争いごとを円満に解決するために、裁判所で実際に調停に携わっている調停委員が相談に応じます。費用は無料で、事前の申し込みは必要ありませんので、気軽にご利用ください。

- 日時 11 月 16 日(金) 午前 10 時～午後 4 時 30 分
- 会場 船引公民館
- 問い合わせ 福島地方裁判所郡山支部 庶務課 ☎024-932-5656

相談 12 月 4 日から 10 日は 人権週間です

法務省と全国人権委員連合会では、期間中、積極的な啓発活動を行い、人権思想の普及のため、特設人権相談所を開設します。期間中以外でも、福島地方裁判所郡山支局において、電話または面接で人権相談を行っていますので、困りごとや悩みごとなど、気軽にご相談ください。

- 福島地方裁判所郡山支局の開所日 平日(祝日を除く) 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
- その他 12 月 4 日(火)、午前 10 時～午後 3 時に船引公民館で無料の特設相談を行います。
- 問い合わせ 福島地方裁判所 人権擁護課 ☎024-534-1994



広告欄

Advertisement

雇用 職場のトラブル 解決サポートします

福島労働局では、解雇、労働条件、募集・採用など労働問題に関するあらゆる分野で、労働者や事業主からの相談を受け、紛争を解決するための援助を行っています。

- 郡山総合労働相談コーナー 郡山市労働基準監督署内(郡山市桑野 2-1-18) ※女性相談員がいます ☎024-922-1370
- セクハラ、育児・介護休業法など 福島労働局 雇用均等室(福島市霞町 1-46) 福島合同庁舎 5 階 ☎024-536-4609



雇用 必ずチェック! 最低賃金 福島県の最低賃金が改正

最低賃金制度とは 最低賃金法に基づき、国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度。常用、臨時、パート、アルバイト、嘱託などの雇用形態に関わらず、原則としてすべての労働者とその使用者に適用されます。

- 最低賃金 664 円(改正前 658 円)
- 効力発生日 10 月 1 日
- その他 最低賃金には、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定(産業別)最低賃金」の 2 種類があります。今回は地域別最低賃金が改正されました。
- 問い合わせ 福島労働局賃金室 ☎024-536-4604

田村市の人口

平成 24 年 10 月 1 日現在
総人口 **39,023 人**
世帯数 **11,790 世帯**

この数値は、平成 22 年国勢調査の確報値を基に毎月の自然動態・社会動態を加減したものです。

各行政局の問い合わせ先

- 滝根行政局 963-3692 田村市滝根町神俣字関場 118 番地 地域振興課 ☎78-2111 市民課 ☎78-1202 産業建設課 ☎78-1204
- 大越行政局 963-4192 田村市大越町上大越字水神宮 62 番地 1 地域振興課 ☎79-2111 市民課 ☎79-2112 産業建設課 ☎79-2193
- 都路行政局 963-4701 田村市都路町古道字本町 33 番地 4 地域振興課 ☎75-2111 市民課 ☎75-2112 産業建設課 ☎75-3550
- 常葉行政局 963-4692 田村市常葉町常葉字町裏 1 番地 地域振興課 ☎77-2111 市民課 ☎77-2112 産業建設課 ☎77-2371
- 滝根公民館 ☎78-2001 963-3602 田村市滝根町神俣字 48 番地 1
- 大越公民館 ☎79-2161 963-4111 田村市大越町上大越字元池 87 番地 5
- 都路公民館 ☎75-2063 963-4701 田村市都路町古道字遠下前 87 番地
- 常葉公民館 ☎77-2013 963-4692 田村市常葉町常葉字町裏 1 番地
- 船引公民館 ☎82-1133 963-4312 田村市船引町船引字南元町 28 番地

有料広告募集中

問い合わせ…市長公室へ